

償却資産の申告

令和3年1月1日時点で、市内に償却資産を所有している事業者は、2月1日(月)までに償却資産の申告をしてください。

償却資産とは

償却資産とは、土地・家屋以外の事業用資産で、その減価償却額または減価償却費が法人税法または所得税法の規定による

償却資産の具体例

Table with 2 columns: 償却資産の種類 (建物、機械と装置、船舶、航空機、車両・運搬具、器具・備品) and 具体例 (アスファルトやコンクリートなどの舗装路面、ブロック塀・金属製フェンスなどの外構工事、太陽光発電設備、駐車場機械設備、受変電設備、製造設備などの機械および装置、管理機・耕運機などの農機具、ボート、漁船、遊覧船など、飛行機、ヘリコプターなど、大型特殊自動車など、パソコン、エアコン、コピー機、応接セット、陳列ケース、理容・美容椅子などの機器、厨房機器、カラオケ機器、医療機器、事務機など)

新型コロナウイルスに関する支援固定資産税・都市計画税の減額

課税課税課⑨116

新型コロナウイルス感染症の影響で、事業収入が前年同期と比べて30%以上減少した中小事業者などの、令和3年度固定資産税・都市計画税の一部または全額を減額します。

対象

次の条件を満たす中小事業者など(大企業の子会社などを除く)
・ 資本金や出資金が1億円以下の法人、資本または出資を有しない法人の場合は常時の従業員数が1000人以下の法人、常時の従業員数が1000人以下の個人
・ 令和2年2月〜10月の連続する3カ月間の事業収入が、前

所得の計算上、損金または必要な経費に計上されるものです。例えば、会社や個人で工場や商店の経営をしている人、駐車場やアパートの賃貸経営をしている人などが、その事業のために用いる構築物、機械・装置、器具・備品が対象になります。

注意事項 前年の申告内容と変わらない場合や前年中の廃業などで償却資産がなくなった場合も申告が必要です。

年同期と比べて30%以上減少していること
・ 性風俗関連特殊営業を営んでいないこと

減額する税

事業用家屋に対する固定資産税・都市計画税、償却資産の固定資産税

減額の割合

事業収入が50%以上減少・全額、事業収入が30%以上50%未満減少・2分の1

必要な手続き

① 認定経営革新等支援機関など(商工会、税理士、公認会計士など)へ、次の書類を提出する。
・ 申告書(事業収入割合、中小事業者などの誓約など)
・ 申告書の様式は市ホームページに掲載しています

特例対象資産一覧

・ 会計帳簿や青色申告決算書の写しなど収入減が分かる書類
・ 特例対象家屋の事業用割合を示す書類
・ 猶予の金額や期間などが分かる書類(収入減に不動産賃料の猶予が含まれる場合)
・ 認定経営革新等支援機関などが求める書類

認定経営革新等支援機関など

で、申告書の内容を確認してもらい、確認印をもらう。
③ 申告書と認定経営革新等支援機関などに提示した書類の写

しを課税課に提出する。
※感染症予防のため、なるべく郵送で提出してください

提出先

〒738-8501(住所不要) 廿日市市役所課税課家屋係

提出期間

1月4日(月)〜2月1日(月)

※償却資産分の特例適用には「令和3年度償却資産申告書」の提出が必要です。減額の申告と併せて提出してください
※認定経営革新等支援機関などの審査には時間がかかるため早めに手続きをしてください

(仮称) 広島西ウインドファーム事業環境影響評価方法書の縦覧

環境政策課⑨132

環境影響評価法の規定による環境影響評価方法書の縦覧を行います。皆さんからの意見を募集します。

事業の概要

事業者名称 電源開発(株)(東京都中央区銀座6の15の1)
代表取締役社長 渡部肇史(わたりしげ)
事業の種類・規模 風力発電事業、計画最大出力15万4800kW
事業計画区域 吉和地域、広島市佐伯区、安芸太田町
問い合わせ 電源開発(株) 再生可能エネルギー本部風力事業

とんどの届け出

消防本部予防課⑨9232

とんどは火災になる危険性があります。また、煙や炎を見た人からの通報で、火災と間違えて消防車が出発することがあるため、事前に最寄りの消防署へ届け出てください。

届け出の様式(火災と紛らわしい煙または火災を発する恐れのある行為の届出書)は市のホームページからダウンロードできます。

とんどの届け出は最寄りの消防署まで

- 廿日市消防署 ⑨9234
● 廿日市消防署西分署 ⑨4131
● 佐伯消防署 ⑦1312
● 大野消防署 ⑤1119
● 宮島消防署 ④2800
※吉和地域は、広島市消防局安佐北消防署安芸太田出張所 ⑨0826⑨2011

米軍機目撃情報

総務課⑨100・⑨1059

市は、市民から寄せられた米軍機と思われる低空飛行の目撃情報を、県へ提供しています。低空飛行を目撃し、生活に影響を与えるような騒音被害を受けるときは、市へ連絡してください。

部事業推進室 ⑨03(3546) 9600

縦覧と意見書の提出

縦覧図書(仮称) 広島西ウインドファーム事業環境影響評価方法書
※方法書は事業者のホームページでも確認できます
https://www.jpower.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind.html

縦覧期間

1月下旬〜2月下旬 8時30分〜17時15分

縦覧場所

市役所6階環境政策課、佐伯支所環境産業担当、吉和支所環境産業建設担当、広島県西部厚生環境事務所
意見書の提出 方法書に対して、環境保全の観点から意見のある人は誰でも意見書を提出することができます。所定の様式に記入し、縦覧場所にある意見箱へ投函、または郵送で次へ。

〒104-8165 東京都中央区銀座6の15の1 電源開発株式会社 再生可能エネルギー本部風力事業部事業推進室

提出期間

1月下旬〜3月上旬

※縦覧期間に合わせて事業者による方法書の説明会が開催される予定です
※縦覧期間や提出期間、説明会など最新の情報は、市ホームページで確認してください

福祉・介護

障がい者の法定雇用率引き上げ

障害福祉課⑨9152

令和3年3月1日から、障がい者の法定雇用率が引き上げになります。

全ての事業主には、法定雇用率以上の割合で障がい者を雇用する義務があります。

問い合わせ

ハローワーク廿日市 ⑨8609

事業主の法定雇用率

Table with 3 columns: 事業主区分 (民間企業, 国・地方公共団体など, 都道府県などの教育委員会), 現在, 令和3年3月1日以降

※対象となる民間事業主の範囲が、従業員数43.5人以上に広がります

新型コロナウイルス感染症の状況によっては、延期・中止となる場合があります。最新情報はホームページを確認、または担当部署へ問い合わせてください。

YouTubeでプロモーション動画など発信中

経営政策課⑨9121

YouTube(ユーチューブ)の市公式チャンネルでは、市の魅力を伝える動画や防災に関する動画などを公開しています。廿日市のPR動画は「つかいち物語」「愛の取調べ室」に続いて、第2弾「愛の追跡」も公開中です。隠せない「つかいち愛」を追い、市内注目スポットを駆け巡ります。



2次元コードから視聴できますので、ぜひご覧ください。

美術ギャラリー利用調整会議

はつかいち美術ギャラリー ⑨0222

令和3年10月〜令和4年3月の貸館利用者を調整する会議を行います。利用を希望する人は出席してください。密集を避け

都市計画決定・変更の案の縦覧

都市計画課⑨9190

次の都市計画の決定・変更の案を策定したので縦覧を行います。この案に関する意見がある人は、期間内に意見書を提出することができます。

意見書の提出

都市計画の案の名称、氏名、住所、当該地区などに関する利害関係の内容、意見、意見提出日を記入し、市役所6階都市計画課まで持参または郵送(消印有効)で次へ。

〒738-8501(住所不要) 廿日市市役所都市計画課

縦覧する都市計画(広島県都市計画)

- ・ 阿品台地区地区計画
・ 第一種低層住居専用地区地区計画
・ 陽光台地区地区計画
・ 廿日市駅北地区地区計画
・ ナタリーマリナタウン地区地

家畜(動物)を飼養する人は家畜飼養衛生管理状況を報告してください

農林水産課⑨9143

牛や馬、豚などの家畜を飼育している人は、畜産業に限らず、毎年2月1日時点で飼育している家畜の頭羽数や衛生管理状況を県に報告することが家畜伝染病予防法で義務付けられています。家畜伝染病予防法の改正のため、令和3年定期報告の様式を変更しています。

報告期限

4月15日 牛、水牛、鹿、馬、羊、山羊、豚(ミニブタ・マイクロブタを含む)、イノシシ

6月15日 鶏、アヒル(アイガモを含む)、ウズラ、キジ、ダチョウ、ホロホロ鳥、七面鳥

報告・問い合わせ先

広島県西部畜産事務所 ⑨082(423) 2441
※詳しくは、県ホームページを確認してください